

安全衛生特別教育規程の一部を改正する件（概要）

令和元年6月14日
厚生労働省労働基準局
安全衛生部安全課

1. 改正の趣旨

- 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第59条第3項においては、事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるもの（以下「対象業務」という。）に労働者を就かせるときは、対象業務に関する安全又は衛生のための特別の教育（以下「特別教育」という。）を行わなければならないこととしている。
また、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）第36条において対象業務を、安全衛生特別教育規程（昭和47年労働省告示第92号。以下「規程」という。）において対象業務に係る特別教育の実施について必要な事項を具体的に定めている。
- 対地電圧が50ボルトを超える低圧の蓄電池を内蔵する自動車（以下「電気自動車等」という。）の整備の業務は低圧の電気取扱業務に含まれることから、事業者は、電気自動車等の整備の業務に労働者を就かせるときは、法第59条第3項の規定に基づき、特別教育を実施することが義務付けられている。
- 今般、電気自動車等の整備の業務に係る作業の実態を踏まえ、安衛則の改正により、法第59条第3項の対象業務として電気自動車等の整備の業務を規定する予定である。これを踏まえ、当該業務に従事しようとする労働者に必要な知識及び技能を習得させるための特別教育の実施について必要な事項を定めるなどの所要の改正を行う。

2. 改正の内容

電気自動車等の整備の業務に係る特別教育の実施について必要な事項を次のように定める。

ア 学科教育

科目	範囲	時間
低圧の電気に関する基礎知識	低圧の電気の危険性 短絡 漏電 接地 電気絶縁	1時間

低圧の電気装置に関する基礎知識	電気自動車等の仕組みと種類 コンバータ及びインバータ 配線 駆動用蓄電池及び充電器 駆動用原動機及び発電機 電気使用機器 保守及び点検	2.5 時間
低圧用の安全作業用具に関する基礎知識	絶縁用保護具、絶縁工具及び絶縁テープ 検電器 その他の安全作業用具 管理	0.5 時間
電気自動車等の整備作業の方法	充電回路の防護 作業者の絶縁保護 サービスプラグの取扱いの方法 停電回路に対する措置 作業管理 救急処置 災害防止	1 時間
関係法令	関係法令中の関係条項	1 時間

イ 実技教育 電気自動車等の整備作業の方法について 1 時間

3. 根拠法令

安衛則第 39 条

4. 告示日等

告示日：令和元年 7 月中旬（予定）

適用期日：令和元年 10 月 1 日（予定）